第七条　次に掲げる規定に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十九条第一項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	第七条　次に掲げる規定に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十九条第一項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第二号（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）	五　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第二号（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）
六　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第十二項第三号（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）	六　法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第十二項第三号（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）
七～十四　［略］	七～十四　［略］
（監査報告の作成）	（監査報告の作成）
第十三条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第二項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定及び法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により経済産業省令で定める事項については、この条の定めるところによる。	**第十三条**　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第二項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定及び法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により経済産業省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2～4　［略］	2～4　［略］
（監事の調査の対象）	（監事の調査の対象）
第十四条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。	**第十四条**　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。